

○有田川町就学援助費支給要綱

平成23年3月25日

教育委員会告示第3号

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育の円滑な運営を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 援助費の支給対象者は、有田川町立小中学校に就学する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 有田川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める認定基準(別表第1)に基づいて、前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(支給対象経費)

第3条 この要綱により支給することのできる対象経費は別表第2のとおりとする。ただし、前条第1号に該当する保護者で、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者については、援助費を重複して支給しない。

2 前項にかかる支給額は予算の範囲内において定める。

(申請)

第4条 援助費の支給を受けようとする者は、申出書に必要事項を記入し、教育委員会に申請しなければならない。

(認定)

第5条 教育委員会は前条の申請があったときは、審査のうえ援助費の受給資格の認定の適否を決定し、結果は学校長を経由して申請者に対し通知する。

(支給方法)

第6条 援助費の支給は、支給対象者からの委任状により、その請求及び受領等の権限を委任された学校長に支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医療費については医療機関からの請求により、医療機関へ直接支払うものとする。

(認定の取り消し等)

第7条 支給期間の途中において支給を受けている者が、次の各号のいずれかに該当したと

きは、認定を取り消すことができる。

- (1) 保護者が辞退したとき
- (2) 第2条の規定に該当しなくなったとき
- (3) 虚偽の申請により支給を受けていることが判明したとき

2 前項の規定により援助費の支給を取り消したときは、既に支給を受けた援助費の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

- (1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - (イ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく町民税の非課税
 - (ウ) 地方税法第323条に基づく町民税の減免
 - (エ) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
 - (オ) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
 - (カ) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
 - (キ) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
 - (ク) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給
- (2) (1)に規定する者以外で、次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
 - (イ) 学校納付金の納付状態の悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者
 - (ウ) 経済的な理由による欠席日数が多い者
- (3) その他、有田川町教育委員会が特に必要と認める者

別表第2(第3条関係)

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費

- (3) 校外活動費
- (4) 新入学児童生徒学用品費等
- (5) 修学旅行費
- (6) 生徒会費
- (7) PTA会費
- (8) 学校給食費
- (9) 医療費(学校保健安全法施行令第8条に定める疾病)
- (10) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金
- (11) その他教育委員会が教育上必要と認める経費